

令和4年度福岡県市町村普通会計決算 及び健全化判断比率等の概要（速報） （政令市を除く）

1 ポイント

- 令和4年度における普通会計決算
 - ・ 歳入・歳出総額は、新型コロナウイルス感染症対策事業の規模が縮小したこと等により、前年度に引き続き減少し、現行制度となった昭和28年度以降、令和2年度・令和3年度に次いで3番目の規模となった。
 - ・ 経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債が減少したこと等により悪化し、県平均は90%を上回った。

（単位：百万円）

	H30	R1	R2	R3	R4
歳入	1,173,729	1,202,408	1,551,701	1,417,509	1,402,112
歳出	1,138,968	1,167,648	1,508,795	1,355,001	1,351,182

- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率
 - ・ 早期健全化基準・財政再生基準以上となる市町村なし。
- 「地方公共団体財政健全化法」に基づく地方公営企業の資金不足比率
 - ・ 資金不足額が生じたのは、小竹町の病院事業のみ。
 - ・ 資金不足比率は20.9%で、経営健全化基準（20%）以上となっている。

2 令和4年度普通会計決算の状況

（単位：百万円、%）

区 分	歳入総額	増減率	歳出総額	増減率	経常収支比率
政令市を除く 市 町 村	(1,417,509) 1,402,112	(△8.6) △1.1	(1,355,001) 1,351,182	(△10.2) △ 0.3	(86.9) 90.2
【参考】 政 令 市	(1,829,410) 1,748,249	(△6.1) △4.4	(1,804,054) 1,726,003	(△6.3) △4.3	(93.3) 96.5
計	(3,246,919) 3,150,361	(△7.2) △3.0	(3,159,055) 3,077,185	(△8.0) △2.6	(87.1) 90.4

（ ）内の数値は、令和3年度普通会計決算の数値

【歳入】

- ・ 固定資産税、市町村民税の増等により地方税が増加（+107億円、+3.4%）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等の減等により国庫支出金が減少（▲384億円、▲11.3%）
- ・ これらの結果、歳入総額は1兆4,021億円（▲154億円、▲1.1%）

【歳出】

- ・ 義務教育学校施設整備事業費の増等により普通建設事業費が増加（+149億円、+11.0%）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策事業として実施された子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の減等により扶助費が減少（▲326億円、▲8.6%）
- ・ これらの結果、歳出総額は1兆3,512億円（▲38億円、▲0.3%）

【経常収支比率】

- 県平均（単純平均）は、経常的な収入である地方税が増加（+104億円、+3.4%）したものの、令和3年度に大きく増加していた普通交付税（▲11億円、▲0.4%）及び臨時財政対策債（▲215億円、▲63.6%）が減少したこと等により、前年度から3.3ポイント悪化の90.2%

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収支比率	93.0%	93.2%	92.4%	86.9%	90.2%

- 100%以上の団体は1団体 ※R3年度：該当なし、R2年度：1団体（田川市102.4%）

団体名	経常収支比率	摘要
嘉麻市	102.5%（+3.7%）	普通交付税及び臨時財政対策債の減等

3 健全化判断比率等の状況

- 実質赤字比率
 - 実質赤字額が生じた市町村なし
- 連結実質赤字比率
 - 連結実質赤字額が生じた市町村なし
- 実質公債費比率
 - 実質公債費比率（単純平均）は、前年度と同じ6.2%
 - 地方債の発行に際して許可が必要となる18%以上となった市町村なし
 - ※ 実質公債費比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%
- 将来負担比率
 - 将来負担比率（単純平均）は、前年度から4.0ポイント改善の7.7%
 - ※ 将来負担比率の早期健全化基準は350%
- 資金不足比率
 - 地方公営企業に係る資金不足額が生じた事業は、前年度と同様の1事業で、小竹町の病院事業。資金不足比率は経営健全化基準（20%）以上となっている。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により減少していた入院患者数は回復傾向にあるものの、医師不足により赤字が継続している。
（延べ入院患者数R1：10,132人→R2：6,216人→R3：6,170人→R4：7,705人）
 - 資金不足比率が前年度より悪化した主な要因は、令和2年度及び3年度において発行した特別減収対策企業債について、令和4年度は発行していないことによる流動資産の減少及び翌年度償還金が生じたことによる流動負債の増加などである。

団体名	事業名	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
小竹町	病院	（ 61.4百万円 ） 102.0百万円	（ 14.9% ） 20.9%	20.0%

（ ）内の数値は、令和3年度地方公営企業決算の数値

※ 特別減収対策企業債…新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業において、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できるもの。（小竹町の病院事業における特別減収対策企業債発行額R2：88,700千円、R3：89,100千円、R4：0千円）

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上である場合には、経営健全化計画を議会の議決を経て策定し、公表すること等が義務付けられている。（小竹町の病院事業については、令和2年度決算において、資金不足比率が26.5%となり、令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とする経営健全化計画を策定している。）

担当課：行財政支援課財政係
 内 線：2711
 直 通：092-643-3074
 担当者：江島・小味山・井手口

令和4年度県内市町村普通会計決算及び健全化判断比率の概要（速報） （政令市を除く58市町村の状況）

1 決算収支状況

- (1) 令和4年度における県内市町村（政令市を除く58市町村）の普通会計決算は、歳入総額が1兆4,021億円（▲154億円、▲1.1%）、歳出総額が1兆3,512億円（▲38億円、▲0.3%）となった。
 歳入は、国庫支出金や地方債が減となったこと、歳出は、扶助費や災害復旧事業費が減となったことが主な要因となっている。
- (2) 歳入歳出差引額（形式収支）は、509億円の黒字となった。
- (3) 形式収支から、明許繰越等のため翌年度に繰り越すべき財源を控除した実質収支は、442億円の黒字となった。なお、実質収支が赤字の市町村はない。

表1 決算収支の状況

（単位：百万円、%）

区 分	令和4年度 A	令和3年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
歳入総額 ①	1,402,112	1,417,509	▲ 15,397	▲ 1.1
歳出総額 ②	1,351,182	1,355,001	▲ 3,819	▲ 0.3
歳入歳出差引額 ①-②=③	50,930	62,508	▲ 11,578	▲ 18.5
翌年度繰越財源 ④	6,763	8,946	▲ 2,183	▲ 24.4
実質収支 ③-④	44,167	53,562	▲ 9,395	▲ 17.5

※ 表、グラフについて、表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。（以下、同じ。）

2 歳入の状況

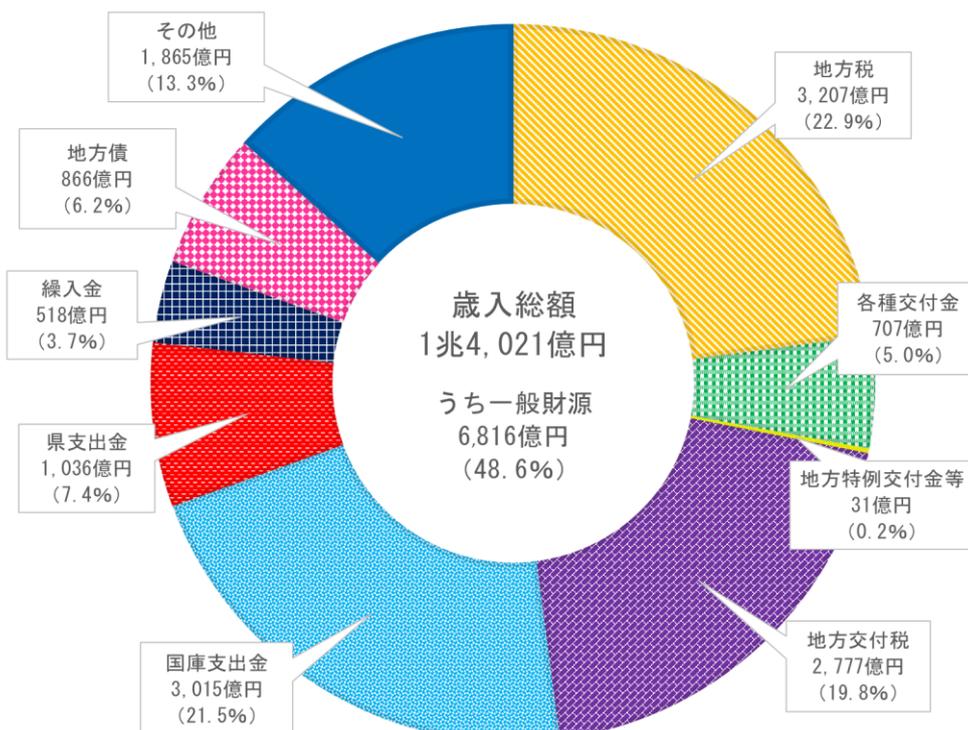
令和4年度の歳入総額は、国庫支出金や地方債が減となったこと等により、前年度から▲154億円（▲1.1%）の1兆4,021億円となった。

なお、一般財源は、前年度から+89億円（+1.3%）となり、歳入全体に占める構成比は48.6%と前年度から1.3ポイント上昇した。

表2 歳入の状況

(単位:百万円、%)

	令和4年度		令和3年度		増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
	A	構成比	B	構成比		
地方税	320,682	22.9	310,009	21.9	10,674	3.4
各種交付金	70,692	5.0	68,272	4.8	2,420	3.5
うち地方消費税交付金	61,307	4.4	58,915	4.2	2,392	4.1
地方特例交付金等	3,055	0.2	6,245	0.4	▲ 3,190	▲ 51.1
地方交付税	277,725	19.8	278,653	19.7	▲ 928	▲ 0.3
うち普通交付税	244,066	17.4	245,132	17.3	▲ 1,066	▲ 4.3
国庫支出金	301,470	21.5	339,917	24.0	▲ 38,447	▲ 11.3
県支出金	103,627	7.4	102,426	7.2	1,200	1.2
繰入金	51,817	3.7	36,518	2.6	15,299	41.9
地方債	86,593	6.2	110,835	7.8	▲ 24,242	▲ 21.9
うち臨時財政対策債	12,301	0.9	33,816	2.4	▲ 21,515	▲ 63.6
その他	186,451	13.3	164,634	11.6	21,817	13.3
うち繰越金	56,867	4.1	40,219	2.8	16,647	41.4
うち地方譲与税	9,413	0.7	9,497	0.7	▲ 84	▲ 0.9
うち分担金及び負担金	10,957	0.8	10,418	0.7	540	5.2
うち寄附金	53,092	3.8	43,371	3.1	9,720	22.4
歳入合計	1,402,112	100.0	1,417,509	100.0	▲ 15,397	▲ 1.1
うち一般財源	681,568	48.6	672,676	47.5	8,892	1.3



主な歳入の状況は次のとおり。

- (1) 地方税は、固定資産税が+56億円(+4.0%)、市町村民税が+32億円(+2.4%)となったこと等により、前年度から+107億円(+3.4%)となった。
- (2) 地方交付税は、特別交付税が+1億円(+0.4%)となる一方で、普通交付税が▲11億円(▲0.4%)となったことにより、前年度から▲9億円(▲0.3%)となった。
- (3) 国庫支出金は、普通建設事業費支出金が+59億円(+50.6%)となる一方で、新型コロナウイルス感染症対策関係交付金等が▲467億円(▲37.4%)となったこと等により、前年度から▲384億円(▲11.3%)となった。
- (4) 繰入金は、財政調整基金からの繰入金が+81億円(+416.9%)、その他特定目的基金からの繰入金が+67億円(+21.2%)となったこと等により、前年度から+153億円(+41.9%)となった。
- (5) 地方債は、臨時財政対策債が▲215億円(▲63.6%)となったこと等により、前年度から▲242億円(▲21.9%)となった。
- (6) 寄附金は、ふるさと納税が増となったこと等により、前年度から+97億円(+22.4%)となった。

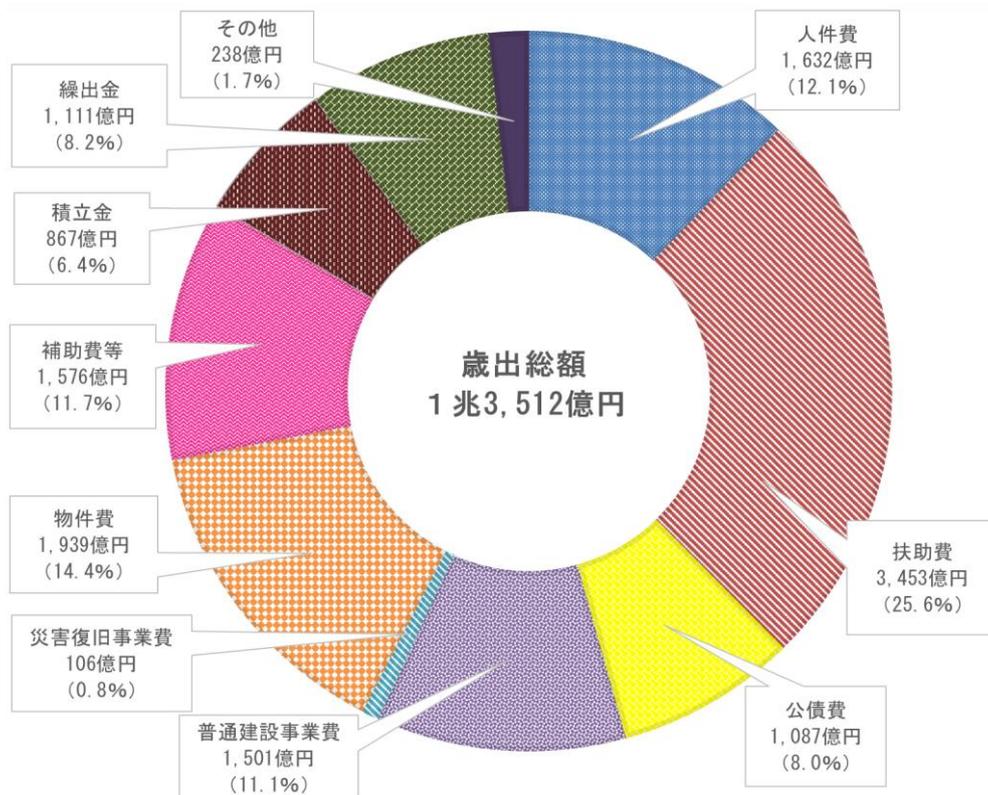
3 歳出の状況

令和4年度の歳出総額は、扶助費や災害復旧事業費が減となったこと等により、前年度から▲38億円（▲0.3%）の1兆3,512億円となった。

表3 歳出の状況

(単位:百万円、%)

	令和4年度		令和3年度		増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
	A	構成比	B	構成比		
義務的経費	617,267	45.7	650,092	48.0	▲ 32,825	▲ 5.0
人件費	163,229	12.1	165,561	12.2	▲ 2,332	▲ 1.4
扶助費	345,289	25.6	377,914	27.9	▲ 32,625	▲ 8.6
公債費	108,748	8.0	106,617	7.9	2,131	2.0
投資的経費	160,713	11.9	153,538	11.3	7,175	4.7
普通建設事業費	150,112	11.1	135,230	10.0	14,882	11.0
うち補助事業費	67,603	5.0	54,637	4.0	12,966	23.7
うち単独事業費	77,857	5.8	75,977	5.6	2,261	3.0
うち県営事業負担金	4,218	0.3	4,543	0.3	▲ 325	▲ 7.2
災害復旧事業費	10,602	0.8	18,309	1.4	▲ 7,707	▲ 42.1
その他の経費	573,201	42.4	551,370	40.7	21,831	4.0
うち物件費	193,938	14.4	184,113	13.6	9,824	5.3
うち補助費等	157,638	11.7	151,689	11.2	5,949	3.9
うち積立金	86,712	6.4	78,457	5.8	8,254	10.5
うち繰出金	111,136	8.2	110,247	8.1	888	0.8
歳出合計	1,351,182	100.0	1,355,001	100.0	▲ 3,819	▲ 0.3



性質別に見た歳出の状況は次のとおり。

(1) 義務的経費（人件費、扶助費、公債費）

公債費が増となった一方で、人件費や扶助費が減となったことにより、前年度から▲328億円（▲5.0%）となった。

人件費は、退職金が減となったこと等により、前年度から▲23億円（▲1.4%）となった。

扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策事業として実施された子育て世帯への臨時特別給付金や住民税非課税世帯等臨時特別給付金が減となったこと等により、前年度から▲326億円（▲8.6%）となった。

公債費は、過疎対策事業債や単独災害復旧事業債に係る元利償還金が増となったこと等により、前年度から+21億円（+2.0%）となった。

(2) 投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）

災害復旧事業費が減となった一方で、普通建設事業費が増となったことにより、前年度から+72億円（+4.7%）となった。

普通建設事業費は、義務教育学校施設整備事業費が増となったこと等により、前年度から+149億円（+11.0%）となった。

災害復旧事業費は、前年度から▲77億円（▲42.1%）となった。

(3) その他の経費（物件費、補助費等、積立金、繰出金、その他）

物件費は、ふるさと納税事業費が増となったこと等により、前年度から+98億円（+5.3%）となった。

補助費等は、下水道使用料の減免を行った下水道事業会計への補助金が増となったこと等により、前年度から+59億円（+3.9%）となった。

積立金は、財政調整基金やふるさと納税基金への積立金が増となったこと等により、前年度から+83億円（+10.5%）となった。

4 経常収支比率の状況

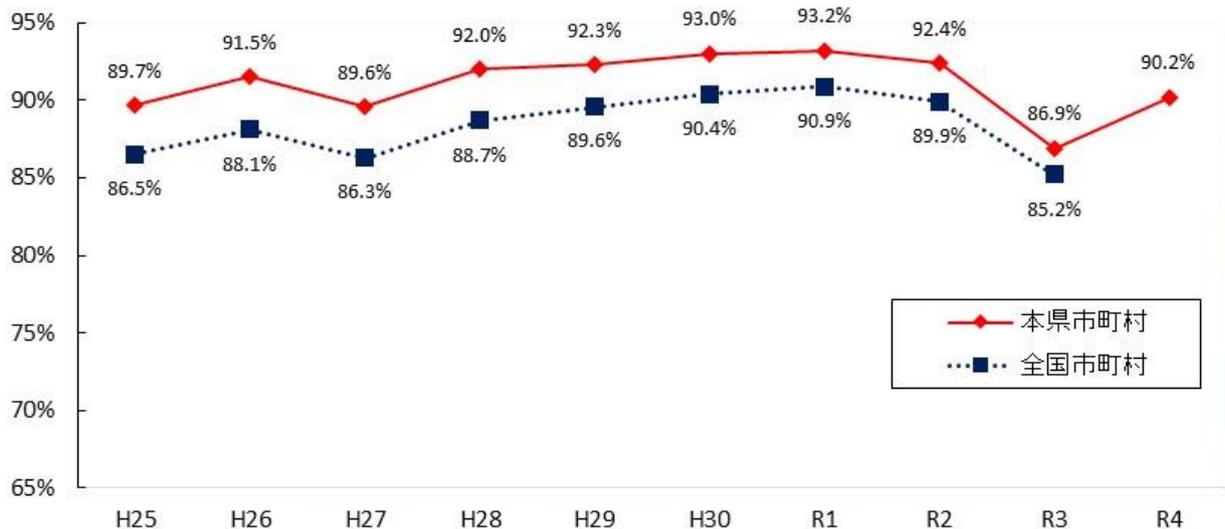
経常収支比率は、財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税や普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源等との比率である。

令和4年度の経常収支比率（単純平均）は90.2%となり、前年度（86.9%）から3.3ポイント悪化した。

これは、分子（経常的な経費に充てる一般財源）において、物件費や公債費の増等により+82億円（+1.4%）となったことに加え、分母（経常的に収入される一般財源等）において、地方税^(※)が増加（+104億円、+3.4%）したものの、令和3年度に大きく増加していた普通交付税（▲11億円、▲0.4%）及び臨時財政対策債（▲215億円、▲63.6%）が大きく減少したこと等により、▲132億円（▲2.0%）となったためである。

(※) 臨時的収入に区分される都市計画税及び法定外普通税を除く

表4-1 経常収支比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

表4-2 経常収支比率の段階別市町村数

区分	70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上 100%未満	100%以上	計
市	0	0	8	18	1	27
町村	0	1	17	13	0	31
計	0	1	25	31	1	58

表4-3 経常収支比率が100%以上の市町村

団体名	経常収支比率	摘要
嘉麻市	102.5%(+3.7%)	普通交付税及び臨時財政対策債の減等

5 地方債現在高及び積立金現在高の状況

(1) 地方債現在高

令和4年度末の地方債現在高は、1兆351億円（▲187億円、▲1.8%）となった。
内訳をみると、臨時財政対策債が3,790億円（▲280億円、▲6.9%）、臨時財政対策債以外の地方債が6,561億円（+92億円、+1.4%）となっている。

表5-1 地方債年度末現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度末 A	令和3年度末 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
地方債	1,035,052	1,053,794	▲ 18,742	▲ 1.8
臨時財政対策債	378,988	406,951	▲ 27,963	▲ 6.9
臨時財政対策債以外	656,063	646,843	9,220	1.4

(2) 積立金現在高

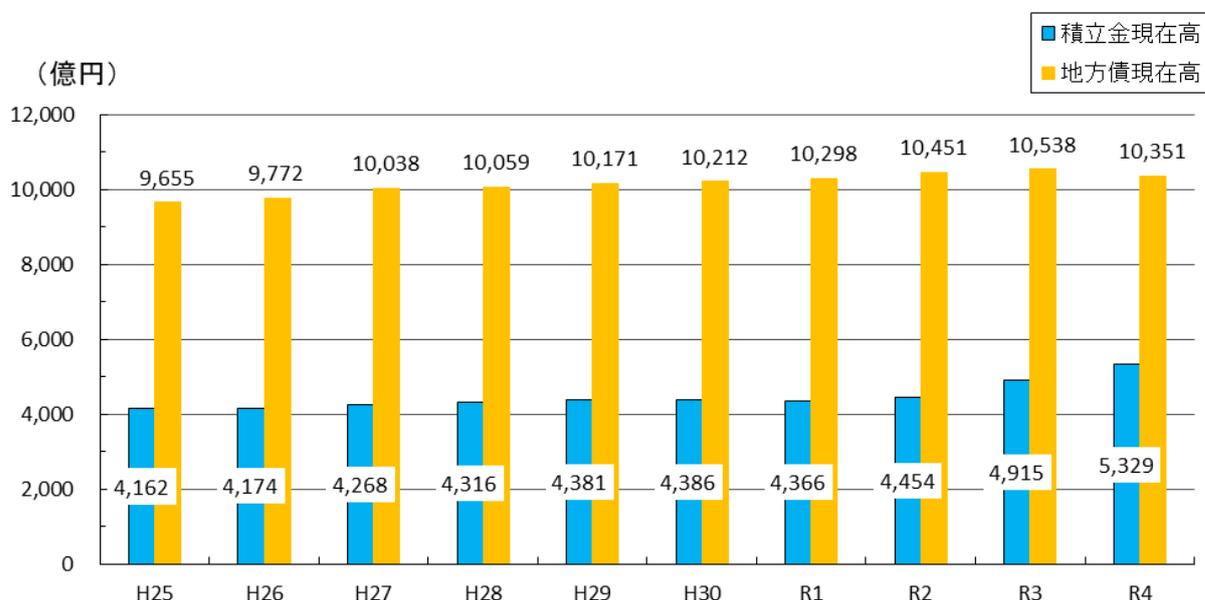
令和4年度末の積立金現在高は、5,329億円（+414億円、+8.4%）となった。
基金別にみると、財政調整基金が1,831億円（+116億円、+6.8%）、減債基金が588億円（+30億円、+5.3%）、その他特定目的基金が2,910億円（+268億円、+10.1%）となっている。

表5-2 積立金現在高の状況

(単位:百万円、%)

区分	令和4年度末 A	令和3年度末 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B*100
財政調整基金	183,058	171,446	11,612	6.8
減債基金	58,829	55,848	2,981	5.3
その他特定目的基金	291,028	264,255	26,774	10.1
計	532,915	491,549	41,367	8.4

表5-3 地方債現在高・積立金現在高の状況



6 健全化判断比率の状況

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」において、地方公共団体の財政健全性を示すものとして、4 つの財政指標が健全化判断比率として定められている。

健全化判断比率のいずれかが悪化し、早期健全化基準以上となると財政健全化計画、財政再生基準以上となると財政再生計画の策定が義務付けられている。

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(1) 実質赤字比率 — %（実質赤字額が生じた市町村なし）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
 [早期健全化基準] 標準財政規模に応じ 11.25%~15%
 [財政再生基準] 20%

(2) 連結実質赤字比率 — %（連結実質赤字額が生じた市町村なし）

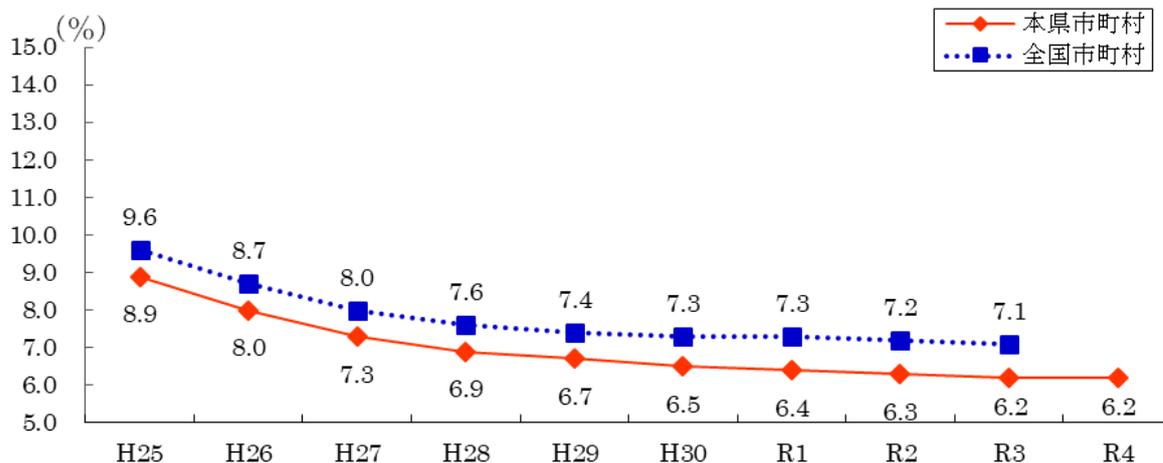
全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
 [早期健全化基準] 標準財政規模に応じ 16.25%~20%
 [財政再生基準] 30%

(3) 実質公債費比率 6.2%（R3 年度 6.2%）

- ・ 令和 4 年度の実質公債費比率は、分母（標準財政規模）と分子（元利償還金）が増となった結果、前年度から増減は発生しなかった。
- ・ 平成 25 年度以降に、地方債の発行に際して許可が必要となる 18%以上となった市町村なし。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（過去 3 か年平均）
 [早期健全化基準] 25%
 [財政再生基準] 35%

表 6-1 実質公債費比率の推移



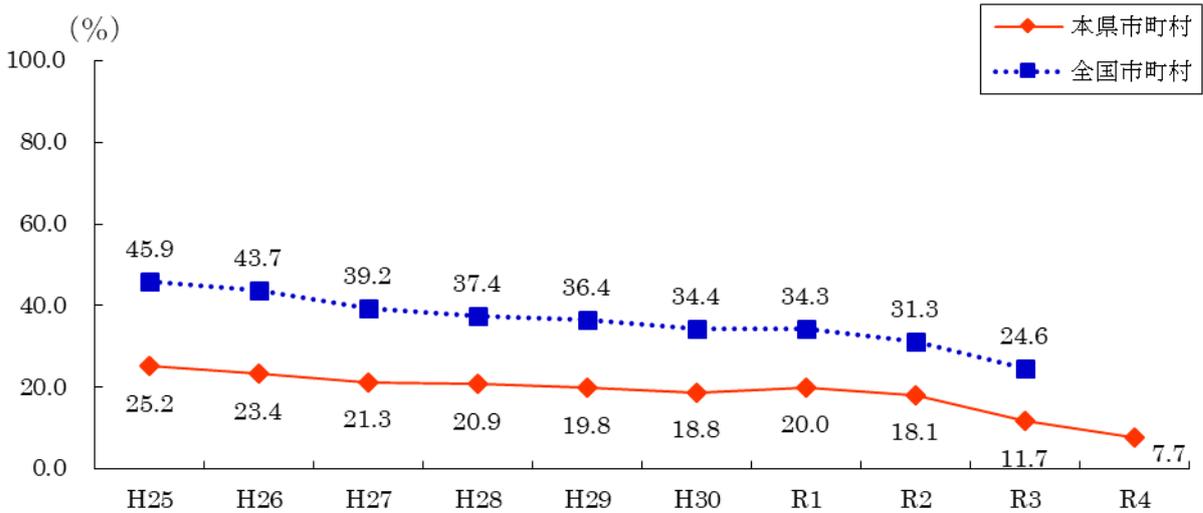
(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

(4) 将来負担比率 7.7% (R3年度 11.7%)

- 令和4年度決算の将来負担比率は、分母（標準財政規模）が減となった一方で、充当可能基金の増等により分子（実質的な将来負担額）が減となったことにより、前年度から4.0ポイント改善した。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率
 [早期健全化基準] 350% (政令市は 400%)

表6-2 将来負担比率の推移



(注) 本県市町村分は政令市を除く市町村の単純平均、全国市町村分は政令市を含む単純平均

7 まとめ

令和4年度における県内市町村（政令市を除く58市町村）の普通会計決算は、歳入・歳出総額ともに、新型コロナウイルス感染症対策事業の規模が縮小したこと等により、昨年度に引き続き減少し、現行制度となった昭和28年度以降、令和2年度・令和3年度に次いで過去3番目の規模となった。

実質収支が赤字となった市町村はないが、経常収支比率は前年度から悪化し、32市町において90%を超え、そのうち1市は100%を超えており、財政構造は硬直化し、弾性力に乏しい財政状況にあると言える。

市町村においては、行財政改革の一層の推進と、中長期的な視点に立った計画的な財政運営が求められる。

財政指標（令和4年度普通会計決算及び健全化判断比率）（速報値）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指 数	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (令和5年3月末) 千円	積立金現在高(令和5年3月末)			
								実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整基金 千円	減債基金 千円	その他特定目的基金 千円	合計 千円
北九州市	605,369,946	601,494,524	3,875,422	1,747,948	△ 3,348,140	283,019,933	0.70	-	-	10.4	147.2	99.3	1,014,124,299	15,576,376	10,138,755	19,792,419	45,507,550
福岡市	1,142,879,419	1,124,508,359	18,371,060	9,867,539	△ 1,039,311	442,104,112	0.88	-	-	8.4	74.3	93.6	1,134,566,282	36,831,577	20,731,279	62,277,198	119,840,054
大牟田市	63,366,198	62,557,520	808,678	659,177	110,028	28,117,517	0.52	-	-	6.6	12.1	93.8	44,791,593	2,677,160	444,361	6,710,681	9,832,202
久留米市	146,847,731	145,417,176	1,430,555	1,033,384	37,738	72,378,584	0.64	-	-	3.5	5.2	94.7	131,824,024	7,459,628	3,296,393	9,993,005	20,749,026
直方市	32,509,836	31,225,745	1,284,091	1,177,887	△ 823,764	13,560,395	0.55	-	-	6.4	49.0	90.6	23,952,019	4,660,422	227,071	1,913,882	6,801,375
飯塚市	90,321,568	88,659,474	1,662,094	1,405,641	△ 1,972,395	34,272,890	0.50	-	-	6.8	-	94.6	70,212,849	8,998,459	8,255,476	11,567,345	28,821,280
田川市	36,615,892	36,019,390	596,502	439,289	△ 557,121	13,418,375	0.44	-	-	8.4	-	99.9	30,375,831	2,784,061	784,115	13,485,454	17,053,630
柳川市	34,895,896	33,662,470	1,233,426	1,098,553	△ 579,863	16,785,505	0.46	-	-	6.2	34.3	94.5	37,776,189	5,123,960	3,235,858	6,142,444	14,502,262
八女市	44,989,293	42,974,958	2,014,335	1,570,260	235,174	20,405,156	0.39	-	-	8.5	-	91.4	32,597,463	9,051,330	2,647,477	7,389,954	19,088,761
筑後市	24,129,492	22,639,104	1,490,388	1,322,441	△ 440,963	11,239,746	0.66	-	-	8.5	0.3	88.7	15,419,179	2,501,620	489,690	5,177,026	8,168,336
大川市	18,784,363	18,275,261	509,102	455,899	△ 536,691	8,536,850	0.51	-	-	9.5	54.1	91.3	15,708,566	3,174,690	175,352	2,139,686	5,489,728
行橋市	32,492,234	31,528,146	964,088	851,635	297,042	14,962,729	0.65	-	-	6.8	-	92.4	20,867,384	6,414,629	669,952	9,147,823	16,232,404
豊前市	13,540,233	13,153,406	386,827	381,090	△ 61,668	7,139,534	0.54	-	-	9.2	10.1	97.9	8,677,124	1,462,804	475,078	1,584,167	3,522,049
中間市	20,522,620	19,689,833	832,787	779,962	△ 238,832	9,780,124	0.45	-	-	3.3	-	91.1	10,767,299	4,465,821	988,000	971,505	6,425,326
小郡市	23,578,809	22,772,192	806,617	684,614	363,073	12,716,050	0.65	-	-	7.5	4.0	92.9	17,328,416	4,057,357	45,911	1,835,726	5,938,994
筑紫野市	39,118,599	37,883,543	1,235,056	1,184,569	△ 287,922	20,512,072	0.76	-	-	3.6	-	86.0	23,052,907	5,003,500	462,420	11,783,799	17,249,719
春日市	41,027,331	39,544,538	1,482,793	1,284,577	△ 955,382	20,838,758	0.75	-	-	2.8	-	86.6	25,667,500	2,885,040	0	14,552,582	17,437,622
大野城市	42,463,610	41,007,295	1,456,315	1,434,576	△ 330,636	20,370,484	0.80	-	-	2.9	-	86.3	18,692,690	4,264,698	0	10,563,219	14,827,917
宗像市	44,164,553	41,960,083	2,204,470	2,008,746	△ 109,449	20,894,967	0.59	-	-	△ 1.1	-	90.8	21,629,202	5,870,763	3,649,534	13,248,355	22,768,652
太宰府市	31,757,792	29,487,382	2,270,410	1,841,100	△ 295,021	14,661,805	0.65	-	-	3.0	-	92.6	19,510,307	2,986,908	13,443	3,540,753	6,541,104
古賀市	29,722,882	28,132,855	1,590,027	1,422,692	△ 689,412	12,957,197	0.68	-	-	4.4	-	88.3	15,108,494	3,277,545	782,784	4,239,594	8,299,923
福津市	29,786,982	28,735,395	1,051,587	832,687	317,113	14,814,145	0.57	-	-	5.7	-	89.2	18,004,576	3,104,510	873,608	6,397,378	10,375,496
うきは市	18,351,157	17,538,049	813,108	696,868	△ 192,768	9,037,952	0.38	-	-	6.6	-	82.6	11,084,526	5,893,682	1,186,847	6,371,765	13,452,294
宮若市	18,970,939	17,894,285	1,076,654	992,003	△ 262,924	9,195,681	0.64	-	-	7.2	-	91.7	21,762,886	3,623,832	381,766	9,888,985	13,894,583
嘉麻市	36,352,524	35,373,024	979,500	788,931	194,540	12,618,215	0.28	-	-	6.3	7.1	102.5	28,374,149	3,209,680	1,791,285	7,068,876	12,069,841
朝倉市	38,660,000	37,319,467	1,340,533	1,036,347	77,720	15,561,287	0.51	-	-	8.6	-	92.2	28,745,639	4,358,916	2,076,147	12,057,352	18,492,415
みやま市	24,629,045	23,800,896	828,149	680,020	△ 123,780	10,847,359	0.41	-	-	5.3	1.1	90.4	27,088,790	4,469,222	1,435,775	4,304,225	10,209,222
糸島市	49,984,272	48,193,971	1,790,301	1,762,953	346,765	21,609,051	0.57	-	-	6.2	-	82.3	30,991,600	9,237,611	716,884	5,772,604	15,727,099
那珂川市	20,903,030	20,258,051	644,979	578,269	△ 80,308	10,493,690	0.70	-	-	7.5	-	90.9	13,327,459	1,982,369	1,183,965	4,552,097	7,718,431

財政指標（令和4年度普通会計決算及び健全化判断比率）（速報値）

市町村名	歳入総額 千円	歳出総額 千円	形式収支 千円	実質収支 千円	単年度収支 千円	標準財政規模 千円	財政力 指 数	健全化判断比率				経常収支 比率 %	地方債現在高 (令和5年3月末) 千円	積立金現在高(令和5年3月末)			
								実質赤字 比率 %	連結実質 赤字比率 %	実質公債 費比率 %	将来負担 比率 %			財政調整基金 千円	減債基金 千円	その他特定目的基金 千円	合計 千円
宇美町	15,048,643	14,233,378	815,265	619,254	△ 18,052	7,776,127	0.59	-	-	7.1	-	90.9	9,463,320	2,091,445	0	1,169,064	3,260,509
篠栗町	12,624,182	12,061,133	563,049	531,929	△ 1,062,829	6,494,151	0.60	-	-	7.1	-	95.9	7,518,610	2,104,263	732,539	903,729	3,740,531
志免町	21,357,480	20,150,183	1,207,297	1,189,763	△ 124,839	9,309,977	0.73	-	-	5.1	-	89.7	9,501,147	3,222,865	0	4,017,432	7,240,297
須恵町	12,223,485	11,792,859	430,626	368,747	△ 13,353	6,089,921	0.62	-	-	6.9	23.5	90.9	7,289,784	2,596,647	402,911	1,600,719	4,600,277
新宮町	18,508,126	17,965,256	542,870	524,541	△ 87,438	7,072,093	0.86	-	-	8.3	-	88.1	13,376,980	3,260,754	890,479	4,143,611	8,294,844
久山町	6,513,388	5,869,680	643,708	588,855	59,380	3,328,103	0.79	-	-	12.4	0.0	94.0	4,450,619	1,516,657	230,609	292,156	2,039,422
粕屋町	22,363,238	21,540,838	822,400	670,253	△ 206,754	9,718,309	0.86	-	-	8.1	-	87.9	12,760,789	1,918,855	669,242	2,509,565	5,097,662
芦屋町	10,050,233	9,618,386	431,847	360,185	30,825	4,175,023	0.34	-	-	0.1	-	97.8	11,750,026	1,476,719	95,747	3,317,701	4,890,167
水巻町	12,429,922	11,785,586	644,336	605,478	△ 13,470	6,234,373	0.51	-	-	4.9	13.0	87.5	7,717,744	2,278,320	633,616	1,966,559	4,878,495
岡垣町	12,995,487	12,254,824	740,663	654,483	△ 15,519	6,760,543	0.54	-	-	4.1	-	91.6	7,825,953	1,697,308	626,872	2,762,026	5,086,206
遠賀町	10,172,161	9,599,791	572,370	556,494	194,446	4,597,372	0.55	-	-	6.6	-	90.6	6,358,430	692,253	598,944	3,129,532	4,420,729
小竹町	5,872,754	5,572,350	300,404	300,191	69,889	2,914,526	0.32	-	-	7.1	66.6	89.3	5,789,023	989,292	230,010	1,133,474	2,352,776
鞍手町	9,424,226	8,690,759	733,467	715,023	139,528	4,998,696	0.44	-	-	8.2	-	91.9	13,616,675	1,338,379	360,884	5,691,421	7,390,684
桂川町	6,981,210	6,689,322	291,888	291,888	△ 89,836	3,569,881	0.40	-	-	3.5	0.7	92.1	5,181,780	790,656	557,442	1,848,758	3,196,856
筑前町	14,126,742	13,501,224	625,518	604,686	△ 564	8,009,988	0.48	-	-	10.7	37.6	87.5	12,125,425	2,331,623	130,279	2,501,566	4,963,468
東峰村	4,573,782	4,349,699	224,083	113,417	△ 4,520	1,636,189	0.13	-	-	6.5	-	78.9	4,580,250	997,179	132,288	2,472,212	3,601,679
大刀洗町	9,824,270	9,135,833	688,437	645,533	6,949	4,213,600	0.47	-	-	8.8	-	81.9	4,749,672	1,430,170	633,848	3,801,618	5,865,636
大木町	7,636,487	7,029,834	606,653	476,324	△ 37,785	3,592,398	0.49	-	-	6.7	-	81.9	4,484,472	2,236,283	355,000	2,264,675	4,855,958
広川町	10,020,924	9,626,239	394,685	389,306	△ 87,420	4,878,709	0.61	-	-	8.4	34.9	89.8	8,820,991	1,780,295	327,576	1,694,622	3,802,493
香春町	7,698,316	7,230,380	467,936	416,308	△ 137,390	3,488,697	0.31	-	-	3.2	-	89.3	6,756,678	1,140,294	934,107	2,360,059	4,434,460
添田町	7,793,674	7,381,107	412,567	385,738	△ 117,168	3,696,187	0.23	-	-	4.8	-	93.9	6,392,667	4,141,234	664,571	1,119,355	5,925,160
糸田町	6,833,855	6,254,044	579,811	438,234	15,291	2,923,221	0.23	-	-	5.3	-	96.1	6,615,322	1,413,996	1,390,372	2,911,790	5,716,158
川崎町	13,590,023	13,440,902	149,121	114,397	△ 53,059	5,269,066	0.30	-	-	8.7	38.8	89.8	13,530,078	1,533,402	420,772	1,985,461	3,939,635
大任町	11,321,029	11,060,892	260,137	219,731	△ 367,789	3,077,013	0.18	-	-	11.0	-	86.6	23,145,496	2,205,430	453,826	2,045,548	4,704,804
赤村	4,015,764	3,920,129	95,635	85,449	44,824	1,582,683	0.16	-	-	△ 1.3	-	82.7	2,800,532	783,397	1,592,724	2,529,011	4,905,132
福智町	25,059,488	23,649,327	1,410,161	1,038,524	△ 616,818	7,187,527	0.27	-	-	6.0	-	93.3	18,922,602	1,362,589	6,423,138	13,747,136	21,532,863
苅田町	17,057,863	16,359,658	698,205	542,927	△ 294,617	10,282,608	1.24	-	-	9.3	17.6	82.7	8,070,055	3,896,302	39,103	4,151,568	8,086,973
みやこ町	14,002,735	12,742,885	1,259,850	1,094,560	56,442	6,841,424	0.35	-	-	5.9	-	87.8	9,450,006	3,047,232	481,114	9,759,483	13,287,829
吉富町	4,183,425	3,871,985	311,440	283,755	57,013	2,351,227	0.38	-	-	8.4	-	85.3	3,388,626	1,436,753	381,143	823,680	2,641,576
上毛町	6,877,342	6,424,147	453,195	409,725	△ 11,703	3,174,708	0.28	-	-	△ 1.7	-	82.0	3,216,288	2,478,570	1,094,818	6,262,121	9,835,509
築上町	12,444,929	11,675,567	769,362	527,378	△ 148,926	6,059,743	0.33	-	-	10.1	37.7	95.7	12,062,808	1,868,604	1,055,943	3,712,462	6,637,009
2政令市計	1,748,249,365	1,726,002,883	22,246,482	11,615,487	△ 4,387,451	725,124,045	0.79	/	/	9.4	110.8	96.5	2,148,690,581	52,407,953	30,870,034	82,069,617	165,347,604
27市計	1,048,486,881	1,015,703,509	32,783,372	28,404,170	△ 6,559,706	477,726,118	0.56	/	/	5.9	6.6	91.3	763,338,661	123,000,217	36,289,192	192,400,282	351,689,691
31町村計	353,625,183	335,478,197	18,146,986	15,763,076	△ 2,835,262	161,304,083	0.47	/	/	6.5	8.7	89.1	271,712,848	60,057,766	22,539,917	98,628,114	181,225,797
60市町村計	3,150,361,429	3,077,184,589	73,176,840	55,782,733	△ 13,782,419	1,364,154,246	0.52	/	/	6.3	11.2	90.4	3,183,742,090	235,465,936	89,699,143	373,098,013	698,263,092
58市町村計	1,402,112,064	1,351,181,706	50,930,358	44,167,246	△ 9,394,968	639,030,201	0.51	/	/	6.2	7.7	90.2	1,035,051,509	183,057,983	58,829,109	291,028,396	532,915,488

(注) 標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む。
本表は速報値であり、精査の結果数値が異動することがある。

単純平均 →

福岡県内の市町村における赤字団体の状況

年 度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
団体数	9	12	13	10	10	13	13	13	8	8	7	7	4	3	3	3	3	3	4	3	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
数	6	8	10	9	9	11	11	11	7	7	6	6	4	3	3	3	3	3	4	3	2	1	2	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
赤字団体のうち産炭地市町村	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: left;"> <thead> <tr> <th style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">団体名</th> <th>S54</th><th>S55</th><th>S56</th><th>S57</th><th>S58</th><th>S59</th><th>S60</th><th>S61</th><th>S62</th><th>S63</th><th>H1</th><th>H2</th><th>H3</th><th>H4</th><th>H5</th><th>H6</th><th>H7</th><th>H8</th><th>H9</th><th>H10</th><th>H11</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>～</th><th>R4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大牟田市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>直方市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>山田市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>中間市</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>宮田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>若宮町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>香春町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>金田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>糸田町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>川崎町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>赤池町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>方城町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>大任町</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>																												団体名	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R4	大牟田市																																				直方市																																				山田市																																				中間市																																				宮田町																																				若宮町																																				香春町																																				金田町																																				糸田町																																				川崎町																																				赤池町																																				方城町																																				大任町																																			
団体名	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	～	R4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
大牟田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
直方市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
山田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
中間市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
宮田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
若宮町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
香春町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
金田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
糸田町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
川崎町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
赤池町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
方城町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
大任町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

(注) 「赤字団体」とは当該年度の実質収支が赤字のもの。「再建」は当該団体が準用再建団体であった時期を示す。

財 政 用 語 解 説

用 語	見 方	算 式
実質収支	決算収支を表すもので、実質的な黒字、赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整の範囲内の適度な剰余が望ましいとされる。	(歳入－歳出)－翌年度へ繰り越すべき財源
単年度収支	実質収支が、前年度以前からの収支の累積であるのに対し、単年度収支は、当該年度と前年度の実質収支の差額。黒字であれば、その分新たな剰余が発生、又は赤字が縮小したことになる。	当該年度実質収支－前年度実質収支
標準財政規模	当該団体の一般財源の標準規模を示した額であり、当該地方公共団体の普通交付税算定における標準税収入額と譲与税等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額。	{(基準財政収入額－各種譲与税－交通安全対策特別交付金等 [*] －市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(三位一体の改革分)の25%－市町村民税所得割に係る税源移譲相当額(県費負担教職員分)の25%－地方消費税交付金に係る引上げ分の25%)×100/75＋各種譲与税＋交通安全対策特別交付金等 [*] }＋分離課税所得割交付金}＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
財政力指数	当該団体の財政力を表す指標で、「1」に近く、さらに「1」を超えるほど財源に余裕があるとされる。	基準財政収入額／基準財政需要額の3カ年の数値の平均
経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に充てる一般財源と、地方税、普通交付税、地方譲与税等の経常一般財源との比率。 この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることになる。	{経常経費充当の一般財源の額／(経常一般財源の総額＋減収補填債特例分＋猶予特例債＋臨時財政対策債)}×100(%)

※政令市のみ分離課税所得割交付金を含む。

用 語	内 容
普通会計	地方自治法等の法律によって規定されているものではなく、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を総合して一つの会計としてまとめたもの。
一般財源と 特定財源	一般財源とは、用途が特定されずどのような経費にも使用できるものをいい、特定財源とは用途が特定されるものをいう。 一般財源が多いほど行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。 前者は、地方税、地方譲与税、地方交付税などが代表的であり、後者は、国庫(県)支出金、地方債、分担金及び負担金などが代表的である。
自主財源と 依存財源	自主財源とは、自主的に収入する財源をいい、依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。 自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。 前者は、地方税、分担金及び負担金、使用料などが代表的であり、後者は、地方交付税、国庫(県)支出金、地方債などが代表的である。
義務的 経費	歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の高い経費である。 通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。
投資的 経費	歳出のうち、その支出の効果が資本形成に向けられるものをいう。 通常、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費の総体をいう。
臨時財政 対策債	地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として認められた地方債をいい、地方財政法第33条の5の2の規定に基づき、平成13年度から令和4年度までの間に限り、発行される。 地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）を地方公共団体の一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除したものである。
この比率が高くなる場合、その年度における歳入の、歳出に対する実質的な不足額が増大し、歳入と歳出の不均衡が拡大していることになる。その解消には、従来より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となるため、赤字の解消期間も長期間にわたる可能性が高くなり、その団体の財政運営は困難な自体に陥る。

算出方法

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ11.25～15%
財政再生基準 20%

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全ての会計の赤字額と黒字額を合算して算出された連結実質赤字額を、標準財政規模で除したものである。
一般会計等が黒字であるにも関わらず、この比率が高くなっている場合、その団体の会計のうち一部の会計において赤字額が増大しており、その団体全体の財政運営において問題が生じていることを示している。

算出方法

$$\frac{\text{連結実質赤字額（一般会計等＋公営事業会計）}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 標準財政規模に応じ16.25～20%
財政再生基準 30%

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、地方公共団体の一般会計等の支出のうち、義務的経費である公債費（地方債の元利償還金）や公債費に準じた経費（準元利償還金）を、標準財政規模を基本とした額で除したものの3か年の平均値である。
公債費や公債費に準じた経費は、削減したり、先送りしたりすることができないものであり、一度増大すると短期間で削減することは困難となる。実質公債費比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと収支が悪化し、赤字団体となる可能性が高まる。

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) \\ &- (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 25%
財政再生基準 35%

※準元利償還金：一般会計等から他会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたもの、一部事務組合への負担金のうち組合が起こした地方債の償還に充てたものなど、公債費に準じた経費

④ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債に当たる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。
将来負担額は、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるものに限らず、土地開発公社や損失補償を付した第三セクターの負債等も含め、決算年度末時点において想定される地方公共団体の将来負担を把握するものである。
将来負担比率が高いほど、当該団体の一般財源規模に比べて将来負担額が大きいということであり、今後、公債費の増大等により財政運営が圧迫されるなど、問題が生じる可能性が高くなる。

算出方法

$$\frac{\begin{aligned} &\text{将来負担額} \\ &- (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \\ &\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\text{標準財政規模}}$$

【基準】

早期健全化基準 350%
(政令市は400%)

※将来負担額：地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債

⑤ 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

算出方法

$$\frac{\text{資金の不足額 ※1}}{\text{事業の規模 ※2}}$$

【基準】

経営健全化基準 20%

※1 法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
法非適用企業＝（歳出額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－歳入額）－解消可能資金不足額
・解消可能資金不足額…事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

※2 法適用企業＝営業収益－受託工事収益
法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額